

家庭状況や就労状況等が変わった場合について

教育・保育施設へ入園後に変更事由が生じたときは、必要書類をそろえて速やかに山武市子育て支援課へ提出してください。

なお、教育・保育給付認定の変更は、**原則として前月の10日までに変更申請書が提出されたものは、翌月から適用**になりますが、内容によっては、変更事由が生じた日までさかのぼって適用される場合があります。

	変更事由	申請内容 変更届	就労 証明書	認定変更 申請書	その他・備考
就 労	勤務先の変更		○		
	勤務先の名称、住所変更		○		
	勤務時間、日数の変更		○	○※	※保育時間の変更が生じる場合に必要 (例) 勤務時間が短くなり、月120h未満となったため、保育時間が11hから8hとなる。
	就労から求職活動へ変更		○	○	・求職活動申立書
	求職活動から就労へ変更		○	○	
	育休・産休からの復職			○※	○
家 族 構 成	離婚	○			
	婚姻	○			・新たに家族になられた方の所得課税証明書 ・新たに家族になられた方の就労証明書等
	出産予定			○	・母子健康手帳（写）
	育児休業の取得及び延長（在園児のみ）			○※	○
そ の 他	自宅の住所（市内）の変更※	○			※市外に引越しの場合、別途手続きが必要
	疾病要件へ変更			○	・主治医の意見書
	看護・介護要件へ変更			○	・主治医の意見書
	就学要件へ変更			○	・在学証明書
	やむを得ない理由により、保育園・こども園（長児部）を1か月以上休む場合				・山武市保育所等利用休止申請書 休止期間は最大2か月とし、2か月を超えて登園しなかった場合には退園となります。
	やむを得ない理由により、幼稚園・こども園（短児部）を1か月以上休む場合				・休園届
	保育園・こども園（長児部）を退園する場合				・保育所等退園届 退園日は月末とします。 市外へ転出される予定の方で、転出後も継続して在園を希望する場合も必要です。
	幼稚園・こども園（短児部）を退園する場合				・退園届 退園日は月末とします。

◆その他上記以外に、入園時より変更が生じた場合は山武市子育て支援課までご連絡をお願いいたします。

◆各種様式は山武市子育て支援課窓口および山武市子育て支援課のホームページにあります。

◆必要書類一式をそろえてのご提出にご協力ください。

【お問い合わせ】

山武市役所 保健福祉部 子育て支援課 幼保こども園係
〒289-1392

千葉県山武市殿台296番地

電話：0475-80-2632 FAX：0475-80-2650